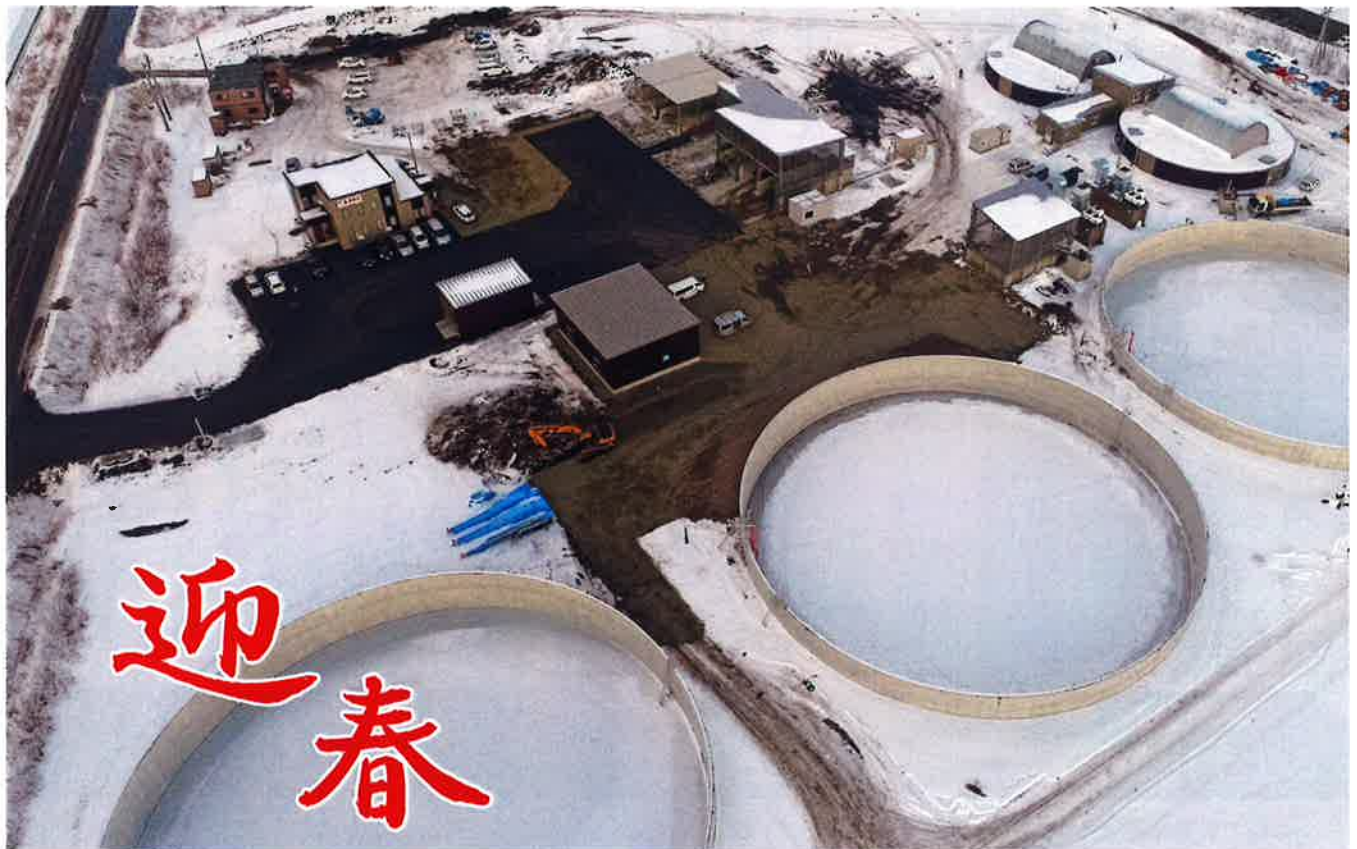


# 曲 農業委員会だより

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成 30 年 1 月 25 日

第 43 号



株式会社上士幌町資源循環センター  
バイオガスプラント

**全国農業新聞を  
購読しましょう!**



毎週金曜発行  
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員  
または農業委員会事務局へ

## 紙面あんない

- ★ 会長年頭挨拶 ..... 2
- ★ 農業生産法人報告書の提出 ..... 2
- ★ 農業後継者奨学資金 ..... 2
- ★ 農地の転用手続きについて ..... 3
- ★ 農地のあっせん ..... 3
- ★ 家族経営協定の締結について ..... 3
- ★ 農業青年交流会 ..... 3
- ★ 農業者年金について ..... 4
- ★ 活動日記・編集後記 ..... 4



# 新年のご挨拶

農業委員会  
会長 坂 晴 雄

二〇一八年の初春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

日頃より農業委員会の取り組みに対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、二〇一七年の農業を取り巻く情勢を振り返ってみますと、農業委員の選出方法が法律の改正に伴い、推薦及び、募集の届出者の中から町長が委員を選任し、義会の同意を得て任命される新たな制度に変わった最初の年となり、昨年七月二〇日に初めての総会が開催され、新体制での農業委員会がスタートし、今まで活動を無事に継続しています。

農政面では、TPPについては最大の貿易国である米国抜きの一か国で、昨年十一月に新協定「環太平洋連携協定(TPP)一一」が大筋合意され、日欧EPAに関しては、十二月に最終合意されました。

が、今後の新たな二国間交渉など、いずれの協定も我々農業者の懸念が払拭されていないことから、本町農業が将来に希望が持てるような政策と対策を早急を実現するよう、関係機関に働きかけていく必要があります。

本町の農業につきましては、畑作においては春耕期から収穫期まで、途中猛暑や台風の影響はありましたが、全体的に順調な生育状況で豊作が見込まれており、生産技術の向上や努力の成果が報われた一年となりました。

酪農・畜産においても、生産力の法人及び、個別の増産努力や、固体販売価格が昨年を引き続き高値で推移していることから、生産額が前年を上回る見込みとなっております。

さらに、バイオガスのプラントの建設が昨年から進んでおり、今後本格稼働により長年の課題であった環境保全が図

られることとなります。

農業委員会では、今後も優良農地を守り、集団化の推進、担い手への農地集積など、農地流動化対策を積極的に進め、本町農業の発展に寄与してまいります。

最後に、本年は豊稔の出来秋が迎えられますことを祈願し、今年一年が皆様にとつて健やかで実り多い年でありますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

## 農地転用の手続きについて

自己の所有する農地に、自らの農業経営のため、牛舎・堆肥舎・格納庫等の農業用施設や農家住宅を建てる場合、農業委員会の許可が必要です。許可には、2カ月から6カ月の期間を要します。農業用施設や農家住宅を建てたい方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

### 【主な要件】

- ◆ 農業経営上必要な施設であること。
- ◆ その施設用地によって農地を分断しないこと
- ◆ 必要最小限の面積であること。
- ◆ 8年以内に土地改良事業等の対象農地になっていないこと。
- ◆ 町の農林課において、農業振興地域制度の手続きをしていること。

## 農業後継者をめざす方を応援します 上士幌町農業後継者奨学資金

本町で農業後継者をめざす方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。

また、条件を満たした場合には減免の制度があります。

- 資格  
本町に住所を有する者又はその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後町内で農業に従事しようとする方
- 支給金額  
◇ 高等学校 → 月額 1万円  
◇ 大学、短期大学及びこれに準ずる学校 → 月額 1万5千円
- 奨学資金の減免  
上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等
- 新規希望者問い合わせ期限  
平成30年3月23日
- 問い合わせ先  
役場農林課農産担当 / 山崎【内線263、直通2-4292】

## 農地所有適格法人報告書の 提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業の内容・構成員・役員等の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。

**提出期限：各法人の毎事業年度終了後3か月以内**

**提出先：農業委員会事務局**  
**添付書類：定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)**

### 《罰則規定》

農地法では、報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

# 農地のあつせんについて

農業委員会では毎年十数件の売買あつせんを取り扱っています。

農地のあつせんは農地法及び上士幌町農業委員会農地移動適正化あつせん基準等に基づいて適切に進めています。

## ○配分決定までの流れ

- ① 地権者が「農地のあつせん申出書」を農業委員会に提出
- ② 農業委員会が現地調査を

- 行い農地価格を決定
- ③ 地権者の了解後、適正な地区に公募
- ④ 取得希望者から配分申出を徴取
- ⑤ 配分は、あつせん基準等に基づき農業委員会において慎重に審議後、決定します。

## ○農地あつせんの留意点

農地のあつせんをご希望される場合は次の点にご留意く

## 農業青年婚活交流会 (札幌交流会)を開催

12月8日(金)JA上士幌町青年部が主管となり、㈱ウィルコミュニケーションズの企画・運営により婚活交流会が開催されました。

農業青年は7名、女性は8名が参加し、一次会では、一対一で4分ごとに男性が席を移動して全女性と対話を行い、その後、同じ会場で立食パーティー、ビンゴゲーム等を行いながら中間印象解析シートにより意中の相手の感触を探りながら二次会場へ移動しました。二次会では、中間印象を反映した席順に着席し、食事と飲み物を囲みながら交流を深め、途中ゲーム等を楽しみ、盛り上がった交流となりました。結果発表では今回2組のカップルが成立し、今後、交際が発展するよう期待したいと思います。



## 家族経営協定の締結を進めています

### 家族経営協定とは

家族で円満に農業経営を営み、経営の向上を図るためには、経営方針をはじめ家族一人ひとりの役割分担や就業条件等を明確にすることが必要です。

家族経営協定とは、当該趣旨に則り、家族間の十分な協議により締結するものです。本町では、累計で五八家族が協定の締結を進めています。

締結内容については、状況の変化に併せて見直しを行い、協定締結の効果を継続させる必要があります。

### 協定を結ぶメリットは

#### ◎認定農業者制度

家族経営協定が結ばれて

ださい。

- ① 売買希望の農地に作物が作付されている場合は、収穫後の売買契約となります。
- ② 冬季積雪期においては現

地調査ができませんので、融雪後に現地調査を行い農作業開始前に売買契約を行います。

農地の売買や賃借等の利用権設定に關しましては、農業委員会(電話②4298)にお問い合わせください。

いることを条件として夫婦等による認定農業者の共同申請が認められています。

女性農業者や農業後継者もパートナーと共に認定農業者となることが出来ます。

なお、同一世帯に属する方に加えて、かつて同一の方帯に属していた方が独立した場合であっても共同申請が認められています。

#### ◎農業者年金

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者や後継者に対し、基本となる保険料(二万円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)を受けることができます。ただし、現行制度において国庫補助対象は、

直系卑属のみで後継者の配偶者(嫁・婿)は国庫補助を受けることができないことから要望申請中です。

#### ◎農業改良資金／農業近代化資金／経営体育成強化資金

女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

#### ◎平成二九年度の調印式は、平成三〇年三月二三日を予定しています。

家族経営協定は、農業委員会、事前のご相談から協定書作成までお手伝いします。まずは、地域の農業委員にお尋ね下さい。

# 農業者年金で 老後の生活を安心サポート

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ① 60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ③ 年間60日以上農業に従事

## 特徴1

### 少子高齢時代に強い年金です

- ☆ 積立方式の確定拠出年金です。
- ☆ 加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

## 特徴3

### 公的年金ならではの 税制上のメリット

- ☆ 支払った保険料は全額(最高80万4千円)が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。

## 特徴2

### 終身年金です。 80歳前にお亡くなりになった 場合には、死亡一時金をお支払いします

- ☆ 年金は生涯受給できます。
- ☆ 仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

## 特徴4

### 通常加入なら保険料の額は 自由に選べます

- ☆ 月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

## 特徴5

### 政策支援加入なら 保険料の国庫補助があります

- ☆ 一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。
- ☆ 補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

## 編集後記

◆平成二九年は、農業委員の改選期でしたが、法律の改正により、農業委員の選出は、従前の選挙による選出ではなく、市町村長が議会の同意を得て任命する制度となった最初の農業委員となりました。今年も農業委員活動に精一杯取り組んで参りますので、農地行政に関する相談は、農業委員または農業委員会事務局にお尋ね下さい。平成三〇年が穏やかに実りある年であること御祈念申し上げます。

## 活動日記

### 【8月】

- 8日 十勝農業委員会連合会臨時総会及び懇親会（帯広市）
- 10日 農協役員・農民同盟役員・町議会議員・農業委員四者交流会
- 18日 北十勝一市三町農業委員研修交流会
- 22日 新任農業委員研修会
- 28日 第5回農業委員会総会
- 28日 農地現地調査及び農地委員会

### 【9月】

- 27日 第6回農業委員会総会

### 【10月】

- 3日 上士幌町農業後継者対策推進協議会推進委員会

- 6日 農地あっせん契約

- 25日 農地パトロール及び農地現地調査

- 25日 第7回農業委員会総会

### 【11月】

- 10日 全道結婚相談員研究協議会

- 15日 十勝農業委員会連合会講演会／地区別農業委員等研修会

- 24日 第8回農業委員会総会

### 【12月】

- 8日 JA青年部札幌交流会

- 11日 北十勝一市三町農業委員研修会（音更町）

- 11日 市町村農業者年金協議会代議員等研修会（芽室町）

- 21日 第9回農業委員会総会

- 21日 第3回農業委員会だより編集委員会

- 21日 農地流動化対策協議会

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：大井隆行 編集委員：菅原 研 大西仁志

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内[組織／農業委員会]よりご覧いただけます。